

平成29年度

女性（婦人）団体運営補助金

評価表 NO.

66

所管部課名	社会教育課		担当者	神園 芳美				
事務事業名	成人教育事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	960 千円	国県支出金 千円	一般財源 960 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	指導者養成事業への参加者数		20人		平成34年度			
成果指標②								
補助対象者	①薩摩川内市女性団体連絡協議会（女団連） ②薩摩川内市地域女性団体連絡協議会（地女連）							
補助対象経費	住みよい地域社会への貢献と女性の地位向上、福祉の増進を図ることを目的とし、共生・協働の活動で明るく住みよい地域社会の発展に寄与する各種事業に要する経費及び団体の運営費（旅費、需用費、活動費、通信費 ほか）							
補助対象事業・活動の内容	①出会いサポート事業、レクリエーション大会 ほか ②地区保健福祉学習大会、飲酒運転根絶キャンペーン ほか							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
上記項目の積算方法	予算で定める額以内							
補助を受ける事業（団体）等の状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	92,802	6.3%	81,281	5.3%	150,919	11.8%
		会費収入	36,050	2.4%	35,050	2.3%	40,000	3.1%
		事業収入	56,752	3.8%	46,231	3.0%	110,919	8.7%
		寄付金・その他助成	0	0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,250,000	84.5%	1,250,000	82.1%	960,000	75.2%
		その他市補助金		0.0%		0.0%	45,000	3.5%
		（前年度繰越金）	137,362	9.3%	191,229	12.6%	121,240	9.5%
		計	1,480,164	100.0%	1,522,510	100.0%	1,277,159	100.0%
	支出	事業費	432,132	29.2%	444,356	29.2%	537,098	42.1%
		人件費	73,000	4.9%	77,000	5.1%	64,000	5.0%
		その他事務費	91,375	6.2%	94,969	6.2%	101,810	8.0%
		会議費	48,778	3.3%	63,945	4.2%	96,469	7.6%
		助成金	701,000	47.4%	701,000	46.0%	320,000	25.1%
		負担金		0.0%	20,000	1.3%	28,300	2.2%
		（翌年度繰越金）	133,879	9.0%	121,240	8.0%	129,482	10.1%
		計	1,480,164	100.0%	1,522,510	100.0%	1,277,159	100.0%
	支出計/前年度支出計				102.9%		83.9%	
	自己資金/前年度自己資金				87.6%		185.7%	
翌年度繰越金/市補助金		10.7%		9.7%		13.5%		
交付件数		2件		2件		2件		
成果指標の推移①		14人		36人		20人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】	指導者養成事業への参加は、成果指標を達成・維持している。						
	【前回評価】	平成26年度「見直しの上で継続：縮小」 2つの女性団体について、活動内容、活動地域、構成員がそれぞれ重複している。それぞれの経緯も理解するが、合併後10年経過しているので、団体の統合に向けて前向きに取り組まれない。						
	【前回評価への回答】	統合の見通しは、まだ、得られていない。						
	【事業のPR方法】	広報紙、FMさつまさんだ、ポスター等で広報。						
	【費用対効果】	各種女性団体をまとめ女性大会等を実施。交通安全、保健福祉等の地域活動。						
【補助事業以外の事業】	市ほか行政機関の委員活動。							
【その他】	市内の各種女性団体の連絡協議会。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地女連及び女団連の構成する地域は異なっているが、それぞれの地域での活動を通して、地域づくりに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 会員の高齢化に伴い、それぞれの団体も会員が減少してきている。地区コミ協の女性部の活動もあるが、その地域での活動が中心となっており、市全域を対象とした女性団体としての活動が重要であり、一定の補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	婦人会が年々減少してきたように、女性団体の活動及び会員も衰退傾向が見受けられるが、女性が知恵を出し合い地域づくりに寄与する活動は、女子団体以外には見受けられない。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	女性の地位向上及び組織の充実を図ることにより、人材の育成も図られる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率の定めはないが、事業内容を勘案して妥当と思われる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	収益見込みのない事業であるため、半永続的な補助を必要とする。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市を始めとする行政機関の委員を務めるなど、公益性が高い。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	限られた予算の中で事業を展開するには、補助金の交付以外は考えにくい。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	自主財源が少ない状況であるが、研修費や事業費及び各地域での活動費が主なものであり、著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 女性団体については、2団体を一本化出来ないか相談しているが、各々の活動が縮小していくことへの懸念から合意に至っていない。今後の見通しも立てられないことから現状を維持しつつ見守りたい。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 ・活動運営費の補助金交付 ・適切な助言と指導者養成事業への協力	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

女性（婦人）団体運営補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる女性（婦人）団体運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 女性（婦人）団体運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 女性（婦人）団体の運営を円滑に行うために、団体維持等に必要なものであること。
- (2) 市女性団体連絡協議会及び市地域女性連絡協議会が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、女性（婦人）団体の活動を通し、明るく住みよい地域社会づくりに貢献するものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

（補助金の額）

第3条 女性（婦人）団体運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 女性（婦人）団体運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 旅費
- (2) 需用費
- (3) 活動費
- (4) 通信費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

（交付の申請）

第5条 女性（婦人）団体運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月1日とする。

2 女性（婦人）団体運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認め

る書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 組織図

(2) 会員名簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 女性（婦人）団体運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に女性（婦人）団体運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 女性（婦人）団体運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会議開催記録

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 女性（婦人）団体運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 女性（婦人）団体運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

補助金交付先一覧

平成28年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	薩摩川内市女性団体連絡協議会	750,000	94,007	161,979	1,005,986	429,598	46,000	530,388	1,005,986	出会いサポート等
2	薩摩川内市地域女性団体連絡協議会	210,000	56,912	4,261	271,173	107,500	18,000	145,673	271,173	地区保健福祉学習大会等
3					0				0	
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		960,000	150,919	166,240	1,277,159	537,098	64,000	0	676,061	1,277,159